

山梨県公報

号外第二十六号

平成十七年

七月十二日

火 曜 日

目 次

規 則

- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県水防信号規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………三

規 則

山梨県規則第四十四号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の表位置の欄中「塩山市」を「甲州市」に、「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改める。

別表第三の二の表位置の欄中「塩山市」を「甲州市」に改める。

別表第五位置の欄中「中巨摩郡田富町」を「中央市」に、「東八代郡中道町」を「甲州市」に、「中巨摩郡玉穂町」を「中央市」に、「塩山市」を「甲州市」に、「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改める。

別表第七位置の欄中「東山梨郡勝沼町」を「甲州市」に改める。

附 則

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の一の表の改正規定(「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改める部分に限る。)及び別表第五の改正規定(「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改める部分に限る。)(平成十七年十月一日)
- 二 別表第三の一の表の改正規定(「塩山市」を「甲州市」に改める部分に限る。)、別表第三の二の表の改正規定、別表第五の改正規定(「塩山市」を「甲州市」に改める部分に限る。)(及び別表第七の改正規定 平成十七年十一月一日)
- 三 別表第五の改正規定(「中巨摩郡田富町」を「中央市」に改める部分及び「中巨摩郡玉穂町」を「中央市」に改める部分に限る。)(平成十八年二月二十日)
- 四 別表第五の改正規定(「東八代郡中道町」を「甲州市」に改める部分に限る。)(平成十八年三月一日)

山梨県規則第四十五号

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二の第二項中「塩山市」を削り、「石和町の区域に限る。」の下に「甲州市(平成十七年十月三十一日における塩山市の区域に限る。)」を加え、「市川大門町」を「市川三郷町(平成十七年九月三十日における市川大門町の区域に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第五十三条の二の第二項の改正規定中「塩山市」を削る部分及び「石和町の区域に限る。」の下に「甲州市(平成十七年十月三十一日における塩山市の区域に限る。)」を加える部分は、平成十七年十一月一日から施行する。

山梨県規則第四十六号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中、「玉穂町、昭和町及び田富町」を「及び昭和町」に、「竜王、竜王新町、篠原、富竹新田、万才、名取、西八幡、玉川、長塚、大下条、中下条、島上条、天狗沢、大久保、境、牛匂、亀沢、打返、漆戸、獅子平、上菅口、下菅口、安寺、神戸、下福沢、上福沢、下芦沢、上芦沢、吉沢及び千田並びに」を「竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森、志田及び宇津谷を除く地域」に改め、「石和町四日市場」の下に「並びに中央市のうち木原、高部、浅利、大鳥居及び関原を除く地域」を加える。

附則

この規則は、平成十八年二月二十日から施行する。

山梨県規則第四十七号

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県漁業調整規則の一部を改正する規則

山梨県漁業調整規則（昭和二十七年山梨県規則第五号）の一部を次のように改正する。
第二十六条の表中、「西八代郡市川大門町」を「西八代郡市川三郷町」に改める。

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山梨県規則第四十八号

山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規則

山梨県立農業大学校学則（昭和五十九年山梨県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中、「名 称 位置」を「名 称 位置」に、「中巨摩郡玉穂町」を「中央市」に改める。

附則

この規則は、平成十八年二月二十日から施行する。

山梨県規則第四十九号

山梨県水防信号規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県水防信号規則の一部を改正する規則

山梨県水防信号規則（昭和二十四年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十四年六月」を「昭和二十四年」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五十号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第一条 山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「石和町の区域に限る。」を「石和町の区域に限る。」中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。）に、「南部町 玉穂町 昭和町 田富町」を「南部町 昭和町」に、「塩山市 山梨市」を「山梨市」に、「勝沼町」を「甲州市（平成十七年十月三十一日における大和村の区域を除く。）に、「中道町 豊富村」を「中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域に限る。）に、「中道町」に、「三珠町 市川大門町 六郷町」を「市川三郷町」に、「大和村」を「甲州市（平成十七年十月三十一日における大和村の区域に限る。）に、「及び武川村の区域」の下に「並びに平成十八年三月十四日における小淵沢町の区域」を加え、「小淵沢町」を「北杜市（平成十八年三月十四日における小淵沢町の区域に限る。）に改める。

第二条 山梨県建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「中道町 市川三郷町」を「市川三郷町」に改め、「上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域を除く。）を削り、「上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域に限る。） 身延町」を「身延町」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第五条の三の表の改正規定（「三珠町 市川大門町 六郷町」を「市川三郷町」に改める部分に限る。） 平成十七年十月一日
- 二 第一条中第五条の三の表の改正規定（「塩山市 山梨市」を「山梨市」に改める部分、「勝沼町」を「甲州市（平成十七年十月三十一日における大和村の区域を除く。）」に改める部分及び「大和村」を「甲州市（平成十七年十月三十一日における大和村の区域に限る。）」に改める部分に限る。） 平成十七年十一月一日
- 三 第一条中第五条の三の表の改正規定（「石和町の区域に限る。）」を「石和町の区域に限る。） 中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域を除く。）」に改める部分、「南部町 玉穂町 昭和町 田富町」を「南部町 昭和町」に改める部分及び「中道町 豊富村」を「中央市（平成十八年二月十九日における豊富村の区域に限る。）」に改める部分に限る。） 平成十八年二月二十日
- 四 第二条の規定 平成十八年三月一日
- 五 その他の規定 平成十八年三月十五日

山梨県規則第五十一号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年七月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二百七十九号を次のように改める。

二百七十九 削除

別表第三百五十七号を次のように改める。

三百五十七 削除

別表第五百三十九号の三の次に次の六号を加える。

- 五百三十九の四 放置車両の確認等に係る登録手数料
- 五百三十九の五 駐車監視員資格者証交付手数料
- 五百三十九の六 駐車監視員資格者講習手数料
- 五百三十九の七 駐車監視員資格者認定手数料
- 五百三十九の八 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
- 五百三十九の九 駐車監視員資格者証再交付手数料

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第五百二十三号の次に次の七号を加える。

- 五百二十三の二 放置車両の確認等に係る登録手数料
 - 五百二十三の三 放置車両の確認等に係る登録更新手数料
 - 五百二十三の四 駐車監視員資格者証交付手数料
 - 五百二十三の五 駐車監視員資格者講習手数料
 - 五百二十三の六 駐車監視員資格者認定手数料
 - 五百二十三の七 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
 - 五百二十三の八 駐車監視員資格者証再交付手数料
- 別表第五百三十九号の四から第五百三十九号の九までを削る。

附 則

第一条の規定は平成十七年八月一日から、第二条の規定は道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番